

富士市総合体育館ネーミングライツパートナー募集要項

富士市（以下「市」という。）では、以下の対象施設に愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の取得を希望する民間事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を次のとおり募集します。

なお、この募集要項に定めるもののほか、市におけるネーミングライツの付与については、富士市ネーミングライツ導入ガイドラインに定めるとおりとします。

1 募集の目的

ネーミングライツ導入の目的は、契約により市の施設等の名称に愛称を付与させる代わりにネーミングライツパートナーから対価を得ることで、新たな財源確保と資産の有効活用を図るとともに、施設の魅力向上や地域の活性化に寄与することです。

令和7年4月の総合体育館供用開始に合わせ、長期的、継続的な運営基盤を確立するための財源を確保すること、また、市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの向上を図ることを目的にネーミングライツパートナーを募集します。

2 対象施設等の概要

施設名称	富士市総合体育館
所在地	富士市大淵115-1
構造及び面積	鉄筋コンクリート造＋鉄骨造 2階建 延床面積 11,384㎡
施設内容	メインアリーナ：床面積2,406.28㎡（バスケットボールコート3面）、天井高さ12.7m、固定観客席約1500席（最大約3000席） サブアリーナ：床面積1,501.17㎡（バスケットボールコート2面）、天井高さ12.7m、固定観客席約110席 その他トレーニング室、スタジオ、会議室等
設置目的	市民スポーツの振興、スポーツ交流の推進
開設年月	令和7（2025）年4月予定
施設所管課	文化スポーツ課

3 募集の概要

(1) 契約希望金額

年額500万円以上（消費税及び地方消費税を除く）を希望します。

年額500万円に満たない金額でも申し込みは可能です。

(2) 愛称の条件

① 愛称付与の条件

ア 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。

イ 愛称に「アリーナ (arena、ARENA)」及び「富士 (ふじ、フジ、FUJI、fuji)」という言葉を含めることを条件とします。なお、表記の方法（平仮名、カタカナ、漢字、アルファベット等）は問いません。

(例) かぐやひめ商事株式会社がパートナーの場合

「かぐやひめ商事アリーナふじ」「かぐやひめ商事フジアリーナ」

「かぐやひめアリーナFUJI」「富士かぐやひめ商事アリーナ」等

② 使用できない愛称

富士市広告掲載に関する基準の「4 掲載基準(1)～(3)」に該当する愛称。

③ 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、愛称の変更はしないものとします。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合には、市とネーミングライツパートナーとで協議し、その可否を決定します。

富士市広告掲載に関する基準（抜粋）

4 掲載基準

次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの

エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内外の世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例や広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(3) 契約期間（愛称使用期間）

施設の運営の安定性を考慮し、契約期間は原則として5年とします。

なお、愛称の変更による市民の混乱を避けるため、次回の契約期間の募集に際しては、原則として、現ネーミングライツパートナーと優先的に交渉します。

(4) 応募資格

応募資格を有する者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募や提案は出来ません。

- ① 富士市広告掲載に関する基準の「3 規制業種又は事業者」に該当する団体
- ② その他市長が適当ではないと認める団体

富士市広告掲載に関する基準（抜粋）

3 規制業種又は事業者

次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの

- (6) 政治団体及び宗教団体
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い及び運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で連鎖販売取引と規定される業種
- (16) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの
- (17) 市税を滞納しているもの
- (18) 前各号のいずれにも該当しない業種又は事業者であっても、現に社会問題となっているもの

(5) 費用の負担

名称変更に伴う費用の負担については、原則として、次のとおりとします。契約前の協議で最終的な費用負担を決定し、契約書で明記していきます。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
施設内外の看板等の表示変更や新設		○ ※1 ※2
ネーミングライツパートナーが 変更・新設した看板等の維持管理		○
施設パンフレット等印刷物や ウェブサイト変更	○ ※3	
契約終了時の原状回復		○

※1 施設出入口壁面に設置する施設名表示の仕様は別紙資料のとおりとなります。

※2 敷地外の看板等の変更は可能なもののみとなります。看板施工の範囲、実施時期及び内容は、市と協議の上、決定します。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※3 市が表示変更するものは契約締結後に市が作成するものに限り、既印刷物については、可能な限り対応します。

(6) 愛称の公表

市は施設等の愛称、ネーミングライツパートナー名、ネーミングライツ料等について、ウェブサイト等により公表し、広く周知を図ります。

4 募集

(1) 募集方法

ウェブサイト等への掲載、施設所管課及び施設での資料配布

(2) 提出書類（正本 1 部及び副本 6 部）

No.	提出書類
1	ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）
2	登記事項証明書（又は商業・法人登記簿本）
3	会社概要、事業概要のわかるもの（冊子等は8部）
4	直近3か年の決算報告書類 （貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）
5	市税に未納がないことを証する書類（直近1年度分）
6	誓約書（様式第2号）
7	市民サービス向上のための提案及び地域社会への貢献について（様式第3号）

※ 副本はコピーでも可とします。

※ 必要書類を提出できない場合は応募を受理できません。

(3) 提出方法

提出書類を作成の上、申込先に持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、発送履歴が分かる確実な方法で提出ください。

(4) 募集期間

令和6年6月5日（水）から令和6年6月28日（金）まで

※ 直接提出する場合は平日の午前8時30分～午後5時15分まで

※ 郵送の場合は、令和6年6月28日（金）必着でお願いします。

(5) 留意事項

- ① 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ② 申込みに当たり必要な経費は、応募者の負担とします。
- ③ 申込書類等は返却しません。
- ④ 情報公開請求があった場合は、富士市情報公開条例に基づき公開することがあります。

す。

- ⑤ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

5 質問

(1) 受付期間

令和6年6月5日（水）から令和6年6月11日（火）まで

(2) 質問方法

質問事項を質問票（様式第4号）に記入の上、申込先のメールに送付ください。

(3) 回答方法

令和6年6月18日（火）までに市のウェブサイトで回答します。

6 優先交渉権者の選定方法

別途定める審査基準に基づいて審査し、優先交渉権者及びその順位を決定します。応募者が1者の場合でも、ネーミングライツパートナーの適否を審査し、優先交渉権者を決定します。

なお、市内事業者（市内に本店又は主たる事業所等を有する者）に対しては、加点項目審査において得点を加算します。

7 優先交渉権者の選定結果の通知

「ネーミングライツ選定委員会」での審査後、全ての応募者に審査結果を通知します。

8 契約の締結

協議・調整が整い次第、契約を締結します。ただし、同協議・調整が整わないと市が判断した場合には、当該優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者を新たな候補者として契約締結に向けた協議を行います。

9 パートナーメリット

- ① 市ウェブサイト等を通じて積極的に愛称の普及を行います。
- ② 施設等の用途や目的を妨げない範囲において、施設の優先利用や商品販売・広告スペースの設置等の希望する特典を提案出来ます。なお内容については協議で決定します。
- ③ 契約更新の際は優先交渉権を付与します。

10 申込先

富士市役所市民部文化スポーツ課（市庁舎 6 階北側）

〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

電 話：0545-55-2876（直通）

F A X：0545-57-0177

E-mail：si-bunspo@div.city.fuji.shizuoka.jp